

総務省による「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査－小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として－」の結果に基づく意見の通知を踏まえ、各学校や教育委員会等において、学校における医療的ケアの実施体制の構築に向けて留意すべき点をまとめましたので、お知らせいたします。

事務連絡
令和6年4月19日

各都道府県教育委員会特別支援教育担当課
各指定都市教育委員会特別支援教育担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体担当課

御中

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

総務省行政評価局による「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査」結果（意見の通知）に基づく対応について

平素より、特別支援教育の推進に御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、総務省より、「医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査－小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として－の結果（通知）」（令和6年3月8日付け総評第8号総務省行政評価局長）が別添のとおりありました。これを受けて、小学校等における医療的ケアの実施体制の構築に向けて、改めて留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、内容をご確認いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

については、各都道府県教育委員会特別支援教育担当課におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会特別支援教育担当課におかれては所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人担当課におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知願います。

なお、学校への周知に当たっては、学校の負担軽減を図るため、医療的ケア児の在籍校や在籍予定校に周知するなど、送付先を適宜適切に判断いただくようお願いいたします。

1. 医療的ケア児の早期把握のための連携体制の構築について

市町村教育委員会においては、域内の未就学の医療的ケア児を早期に把握し、医療的ケア看護職員等の確保等に可能な限り早期から着手することは、学校における医療的ケアの実施体制の充実及び医療的ケア児の保護者の付添い負担の軽減や解消等につながることから、以下3点について留意されたい。

- 市町村内の関係部局、幼稚園や保育所等の関係機関等、保健・医療・福祉等と連携しながら、域内の就学前の医療的ケア児を可能な限り早期に把握するよう努めること。その際には、必要に応じて医療的ケア児支援センターとも連携すること。
- 医療的ケア児を含む障害のある子供の就学に関する事前の相談・支援の実施に努めるとともに、就学に関する事前の教育相談等の様々な活動が早い時期から用意され、提供されることを、本人及び保護者に対して事前に周知すること。
- 早期から医療的ケア児に関する情報を把握し、その情報に基づき医療的ケア看護職員の確保手続きを始める等、「医療的ケア児及びその家族に関する支援に関する法律」（令和3年法律第81号）（以下、「医療的ケア児支援法」という。）の趣旨を踏まえ、所管の学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるよう、医療的ケア看護職員等の配置促進に努めること。

文部科学省においては、各市町村教育委員会における保健・医療・福祉等の地域の連携体制の構築に資する取組や、医療的ケア看護職員等の確保に関する事例等について収集し、今後、周知等を図る予定である。

また、医療的ケア児の早期把握のための関係機関等との連携体制の構築や、医療的ケア児の「教育の場」の決定のための早期からの教育相談、教育支援の必要性については、別添参考において示した通知も参考にされたい。

【総務省の調査結果】

- 医療的ケア児関係部署との連携や、教育委員会による独自調査の実施等により、医療的ケア児を早期から把握している事例が見られる一方、保護者からの就学相談がなく就学前の医療的ケア児の把握が遅れた事例や、小学校に就学していた児童が医療的ケア児であることを教育委員会が就学後に把握した事例が見られた。
- 医療的ケア実施者の確保や体制が整わないことを理由に医療的ケア児及びその家族が小学校への就学を断念したケースは確認されなかったが、看護師の確

保が十分できなかつたことにより保護者の付添いが一部生じた事例があった。また、教育委員会からは、給与水準の低さ、勤務環境に対する不安、小学校勤務という働き方の認知度不足等により、看護師の確保が困難になっているとの意見や、医療的ケア児は特別支援学校で受け入れることが一般的と認識していた、看護師の確保に対する認識が不足していたとする声があった。

2. 医療的ケア児に対する保護者の付添いへの対応について

医療的ケア児に対する保護者の付添いへの対応について、医療的ケア児支援法の趣旨を踏まえた取組を促進する観点から、市町村教育委員会においては、以下3点について留意されたい。

- 管内の学校で対応できる医療的ケアの対象について、例えば、医療的ケア運営協議会等での協議によって、個別に検討できることとする旨の規定をガイドライン等に加えるなど、個々の医療的ケア児の状態等に応じて対応を検討できるような体制を整備すること。
- 保護者に付添いの協力を得ることについては、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであるが、やむを得ず、保護者に付添いの協力を求める場合には、代替案などを十分に検討することが必要であり、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通しなどについて、医療的ケア児や保護者に対して丁寧に説明すること。
- 医療的ケアの引き継ぎ期間の短縮化に向けた関係者との連携等の取組を行うとともに、校外学習や医療的ケア看護職員の休暇時等の代替に当たっての人材確保を行うことや、医療的ケア看護職員が各学校を巡回する方式を取る、訪問看護ステーションへの委託を活用する等、医療的ケア看護職員の配置方法を工夫すること等を通して、保護者の付添い負担軽減を引き続き行うこと。

文部科学省においては、地方公共団体等における医療的ケア看護職員等の配置に係る経費の補助（教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業））を行っているところであり、校外学習や医療的ケア看護職員の休暇時の配置、各学校を巡回する方式による配置や訪問看護ステーションへの委託による配置を含め、医療的ケア看護職員の配置に当たって活用いただきたい。

また、文部科学省において、保護者の付添い負担の軽減や解消に向けた取組及び医療的ケア看護職員等の配置方法に関する事例等について収集し、今後、周知等を図る予定である。

なお、管内の学校における医療的ケアの対応の在り方を示したガイドライン等を教育委員会が策定するに当たっての留意事項や、医療的ケア児に対する保護者の付添い

について、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであることについては、別添参考において示した通知も参考にされたい。

【総務省の調査結果】

- 保護者からの医療的ケアの引き継ぎ期間の短縮化に向け、主治医等の関係者との連携を図っている好事例があった。
- 一方、特定の医療的ケアについて、小学校における実施の可否を個別に検討することなく、管内の学校における医療的ケアの対応の在り方を示したガイドライン等において扱うケアとして規定されていないことをもって、一律に保護者の付添いによるケアの実施を求めている事例があった。
- 医療的ケア実施者の確保が困難な状況においても、巡回方式や訪問看護ステーションへの委託等、配置方法や採用方法の工夫で医療的ケア実施者を確保している事例が見られたが、医療的ケア看護職員の確保が困難であることを理由に、校外学習時や医療的ケア看護職員の休暇時等の代替人員が確保できない場合等、保護者の付添いが生じている事例があった。

3. 医療的ケア児の学校在校時における発災への備えについて

学校保健安全法に基づき、各学校においては「学校安全計画」及び「危険等発生時対処要領」（以下、「危機管理マニュアル」とする。）を策定し、児童生徒等の安全確保を図っているところであるが、医療的ケア児を受け入れる各学校においては、以下の3点に留意し、個々の医療的ケア児の状態等に応じた対応の検討を行うとともに、必要に応じて、危機管理マニュアルの改定等を検討されたい。

- 医療的ケア児については、医療的ケア児の状態等や災害による被害の程度等によっては、生命・生活の維持が困難になり得ることから、医療材料・医療器具・非常食等の準備及び備蓄について、保護者等と学校間で確認・協議しておくこと。特に人工呼吸器を用いている等、非常用電源が確保できなければ直ちに重篤な事態に陥りかねない医療的ケア児が在籍している学校においては、停電時の対応をどのように行うか取り決めておくこと。
- 発災後、保護者及び医療的ケア看護職員等が長期間来校できない場合や、医療的ケア看護職員等の勤務時間や派遣契約で定められた在校時間を超えて医療的ケアの実施が必要となる場合など、医療的ケア児の学校における待機が長期化した場合にも医療的ケアを実施できる体制をどのように構築するかについて、保護者等と学校間で協議して取り決めておくこと。
- 確認・協議や取り決め等を進めるに当たっては、学校や市町村教育委員会のみ

で対応を検討することが困難なことも考えられ、各自治体の防災担当部局等、医療的ケア児の災害時の対応に関わる自治体内の関係部局や、地域の医療機関等と連携し、協力を得る必要がある場合があることに留意すること。

上記の対応の検討に当たっては、別添参考において示した手引き、マニュアルも参考にされたい。

【総務省の調査結果】

- 一部の小学校において、学校に在籍する医療的ケア児のための医療材料・医療器具・非常食等の準備及び備蓄や、人工呼吸器を使用している児童のための非常用電源の準備がなされておらず、その必要性も検討がされていなかった事例があった。
- 医療的ケア児を保護者へ引き渡すことができず、医療的ケア児の小学校での待機が長期化した場合における医療的ケア実施者等の想定が、各学校において十分になされていない。

(別添) 医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査—小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として—の結果 (通知)

(参考) 医療的ケア児支援等に係る関係通知等について

【本件連絡先】

- ・ 本事務連絡に関することについて

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係

TEL:03-5253-4111 (内線 3967)

- ・ 学校保健安全法に関することについて

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室防災教育係

TEL:03-5253-4111 (内線 2670)

別添

総 評 評 第 8 号

令和 6 年 3 月 8 日

文部科学省大臣官房長 殿

総務省行政評価局長

(公 印 省 略)

医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査－小学校における
医療的ケアの実施体制の構築を中心として－の結果（通知）

この度、標記調査の結果を、別添のとおり取りまとめましたので、通知します。

なお、別紙に示した改善が望まれる事項に対する措置等については、令和 7 年 3 月 31 日までに御回答ください。

担 当：行政評価局評価監視官（厚生労働等担当）

電 話：0 3 （ 5 2 5 3 ） 5 4 5 3

(別紙)

医療的ケア児とその家族に対する支援に関する調査
—小学校における医療的ケアの実施体制の構築を中心として—
の結果に基づく通知

【医療的ケア児の情報の把握状況及び就学時における医療的ケア実施者の確保状況】

文部科学省は、小学校への就学を希望する医療的ケア児が今後一層増加する見込みであることに鑑みると、市区町村教育委員会に対し、各地の取組実例を示すなどして、医療的ケア児関係部署や医療的ケア児支援センター等と連携した医療的ケア児の早期把握及び保護者等に対する早期のアプローチを改めて促すことが必要である。

また、市区町村教育委員会における医療的ケア実施者の確保が困難となっている状況に鑑み、その要因を踏まえた支援方策について検討を行い、その結果を各教育委員会に示す必要がある。

あわせて、特に今後初めて医療的ケア児を受け入れる市区町村教育委員会を中心に、医療的ケア児が就学するに当たり、医療的ケア実施者の確保により、小学校において保護者の付添いがなくとも適切な医療的ケアを受けられる体制を整備することの必要性等について、改めて周知・啓発を行っていくことが必要である。

【小学校における医療的ケアの実施状況】

① ガイドライン等に基づき実施することとしている医療的ケアの範囲

文部科学省は、市区町村教育委員会に対し、特定の医療的ケアがガイドライン等に記載されていないことを理由に一律に当該ケアを実施しないのではなく、個々の医療的ケア児の状態に応じて、主治医や医療的ケア指導医（医療的ケアについて助言や指導を得るための医師を言う。）、保護者と相談・協議して小学校としてどのような対応がとれるのかを検討するよう、改めて求めることが必要である。

② 医療的ケアの引継ぎ等に伴う保護者の付添い

文部科学省は、保護者の付添いの発生状況及びその原因を把握し、引継ぎの早期実施や看護師等の確保に関する各地の取組実例を示すこと等により、市区町村教育委員会に対し、改めて、保護者の付添いは真に必要と考えられる場合に限るよう努めることとするとの趣旨を踏まえた付添いの解消の取組を促していくことが必要である。

【在校時における発災への備えの状況】

文部科学省は、医療的ケア児の在校時の発災や待機の長期化に備えた、小学校における医療的ケアに必要な医療材料や医療器具、非常食等の備蓄に係る対応が実施されていない実態がみられたことを踏まえ、必要に応じて各自治体の防災担当部局等、医療的ケア児の災害時の対応に関わる自治体内の関係部局や関係者とも連携しつつ、これらの学校における備蓄又は児童の荷物に加えるなどの準備をどのように行うか、保護者と協議して取り決めておくよう、市区町村教育委員会や小学校に求める必要がある。特に人工呼吸器を用いている医療的ケア児等、非常用電源が確保できなければ医療的ケアを行うことができず、直ちに重篤な事態に陥りかねない医療的ケア児が在籍している小学校においては、停電時の対応をどのように行うか取り決めておくよう求める必要がある。

また、在校中の災害発生時における医療的ケアの実施について、小学校での待機が長期化する場合や保護者及びふだんの学校生活における医療的ケア実施者の来校が困難な場合も想定した対応を、必要に応じて各自治体の防災担当部局等、医療的ケア児の災害時の対応に関わる自治体内の関係部局や関係者とも連携しつつ、保護者や主治医等と協議して取り決めておくよう、小学校や市区町村教育委員会に求める必要がある。あわせて、上記のような場合に備え、取り決めておくべき事項にどのようなものがあるかについて、各小学校における状況も把握しつつ検討した結果を教育委員会を通じ情報提供する必要がある。

医療的ケア児支援等に係る関係通知等について

- 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm

※「医療的ケア児を含む障害のある児童の早期把握のための関係機関等との連携体制の構築」について

- 「学校における医療的ケアの今後の対応について」（平成 31 年 3 月 20 日付け 30 文科初第 1769 号）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1414596.htm

※「医療的ケア児の「教育の場」の決定のための早期からの教育相談、教育支援の必要性」、「医療的ケア児に対する保護者の付添いについて、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであること」、「管内の学校における医療的ケアの対応の在り方を示したガイドライン等を教育委員会が策定するにあたっての留意事項」、「医療的ケア児の個別マニュアルの策定」、「災害時に備えた医療材料等の準備及び備蓄や停電時の対応のための事前準備」について

- 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和 3 年 6 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

※「医療的ケア児を含む障害のある児童の就学先決定に向けた早期からの教育相談、教育支援の必要性について」

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について」（令和 3 年 9 月 17 日付け 3 文科初第 1071 号）

https://www.mext.go.jp/content/20210924-mxt_tokubetu01-000007449_1.pdf

※「医療的ケア児の早期把握のための関係機関等との連携体制の構築」、「医療的ケア児に対する保護者の付添いについて、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであること」について

○「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引」（文部科学省作成）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2018/12/04/1323513_01.pdf

※「危機管理マニュアルの策定」について。なお、医療的ケア児を受け入れるにあたり、小学校等においても、「第4章 幼稚園、特別支援学校における防災マニュアル作成上の留意点 2 特別支援学校」を参考にされたい。

○「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省作成）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf

※「危機管理マニュアルの策定」について。医療的ケア児を受け入れるにあたり、小学校等においても、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」の「第3章 個別の危機管理 10 特別支援学校等における留意点」を参考にされたい。

○「医療機器が必要な子どものための災害対応マニュアル～電源確保を中心に～」(国立研究開発法人国立成育医療研究センター作成)

https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/cooperation/shinsai_manual.pdf

※「停電時の対応のための事前準備」について